

令和8年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成事業 交付要綱

令和8年3月25日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）が行うトラックドライバー又は安全運転管理者等（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するため、特別研修及び一般研修等に係る受講料の全額または一部を助成する。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、3,250,000円とする。

(助成額)

第3条 特別研修及び一般研修等に係る助成額は、下記のとおりとする。ただし、国等からの助成金が交付されている場合は、青ト協の助成金を交付しない。

(1) 特別研修（2泊3日）の助成額

- ①安全性優良事業所 受講料の全額
- ②上記以外の事業所 受講料の7割（100円未満切上げ）

(2) 一般研修（1泊2日）の助成額

- ①安全性優良事業所 受講料の全額
- ②上記以外の事業所 受講料の5割（100円未満切上げ）

(3) 一般研修（1日）の助成額 ※ドライビングアカデミー弘前に限る。

- ①安全性優良事業所 受講料の全額（定額で33,000円）
- ②上記以外の事業所 受講料の5割（定額で16,500円）

(助成枠)

第4条 研修種類を問わず、1会員事業者あたり10名とする。

(助成対象)

第5条 第7条に定める助成対象研修施設に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。

(対象期間)

第6条 令和8年4月1日から令和9年2月末日まで

(助成対象研修施設)

第7条 助成対象となる研修施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定研修施設

公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）又は各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）が設置した総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(2) 指定研修施設

(1) 以外で全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(助成対象研修)

第8条 対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、全ト協が指定する「特別研修」及び「一般研修」並びに青ト協が指定する「一般研修（1日研修）」とする。

(研修受講料)

第9条 研修受講料には、研修施設が定める研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、宿泊費並びに食事代等を含めるものとする。

(助成適否の事前確認)

第10条 会員事業者は、資格・要件及び予算枠等による助成適用の可否等について、事前に青ト協の確認を得なければならない。

(施設の予約と申込み)

第11条 前条の確認を得た会員事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式1「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を、青ト協に対して提出しなければならない。

(受講料の納入)

第12条 会員事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

- 2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第13条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、第6条に定める期日までに様式2「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業 実績報告書(助成金交付請求書)」(以下「報告書」という。)を青ト協に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了証書」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3「研修参加報告書」または「総合交通教育センタードライビングアカデミーのアンケート」の(写)し、及び研修受講料に係る「領収書」の写し、及び

安全性優良事業所の場合は「Gマーク認定証の写し」を添付しなければならない。

(助成金交付)

第14条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときには、会員事業者に助成金を交付する。

ただし、第6条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第15条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(取下げ)

第16条 第11条の規定により、青ト協に対し様式1「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を提出した会員事業者が申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに青ト協に対して、様式5「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下げ届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第17条 会員事業者もしくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、会員事業者は研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。

- (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。
- (2) 特別な事由無く、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- (3) 第13条の規定に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。
- (4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

(その他必要な事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。